

一般県道柿木町蒲生線

「用地測量説明会」における質疑応答要旨

令和7年6月25日、29日

I. 道路計画のこと

Q：女体神社東側の道路も整備するのか。

A：女体神社東側の道路は、越谷市で整備を進めている都市計画道路川柳大成町線である。

今回、県では、柿木町蒲生線及び、川柳大成町線と新たに交差する交差点を整備する。

2. 用地測量のこと

Q：説明資料 p17 について、土地に対して道路計画線が斜めに横断しているが、実際どのような道路が出来るのか。

A：説明資料 p6 に示すとおり、東埼玉道路から八条用水までの間は土地に対して、平行となる形で道路を整備する。

Q：地権者本人が施設に入っている場合、代理人が対応することは可能か。

A：個別の案件にはなるが、契約等の際は個別に伺い、状況を確認して対応する。用地測量時の立会は、委任状という形で代理の方に立会いを申請する。

Q：地権者本人が字を書くことが難しく、委任状を書けない場合、どのように対応すればよいか。

A：代理の方であることが分かる形であれば問題無い。

3. 用地取得のこと

Q：現在米作している土地が、用地買収対象範囲と対象外範囲に分割された場合、対象外範囲の土地については、水が引き込めず米作が出来ないことも想定される。そのような場合は、営業補償の対象となるか。

A：土地の耕作に対する補償は無い。

Q：用水路から取水出来なくなることに対して、補償はあるか。

A：道路整備を実施する際、県で既設用水路は移設するため補償は無い。水路を移設することによって、取水出来なくなり、耕作が続けられないということが無いように工事を行う。